

令和7年度  
「学校いじめ防止基本方針」

大阪市立大正北中学校

本校において、「いじめゼロ」（いじめをする生徒が0名、いじめられる生徒が0名）となるように、以下の基本方針を設ける。

1. いじめの未然防止について
2. いじめの早期発見について
3. いじめが起きた時の対応について

## いじめとは…

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

（注意1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。」

（注意2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。

（注意3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注意4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

文部科学省のHP (<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/1336269.htm>) より

# 1. いじめの未然防止について

## 1) いじめの未然防止の考え方

被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。

また、未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを日々進めていくことから始まる。いじめに特化した何か特別な訓練やプログラムとは限らない。

## 2) いじめの未然防止に関する取組み

### ① 年間計画

	第1学年	第2学年	第3学年	全校生
1 学期	○学級集団作り ○オリエンテーション ○一泊移住の取組	○学級集団作り ○自己をみつめる	○学級集団作り ○修学旅行での集団作り ○国際理解教育	○新入生対面式 ○いじめについて考える日 ○いじめアンケート調査 ○教育相談 ○特別支援教育に関する学習 ○平和・人権学習 ○交通安全教室
2 学期	○人権学習 ○自己をみつめる	○人権学習 ○校外学習の取組	○人権学習 ○性教育 ○将来の生き方と進路	○いじめアンケート調査 ○教育相談 ○文化祭の取組 ○芸術鑑賞 ○体育大会の取組
3 学期	○性教育 ○百人一首大会 ○人権学習	○性教育 ○百人一首大会 ○人権学習 ○修学旅行の取組	○3年間のまとめ	○いじめアンケート調査 ○球技大会 ○卒業生を送る会 ○中学校紹介冊子

## ② 授業における取組み

### ○ 『学びのある授業づくり』の推進

- ・ 共同的学びを中心にした授業を組織し、対等で尊重し合う関係を築き、学力の向上とともにいじめの未然防止にもつなげる。

### ○ 校内授業研修会の実施

#### ・ 全3回（令和6年度）

- ・ 全体研修会、研究授業の授業検討会を行う。

## 3) いじめ防止委員会の設置

### ① 構成

校長、教頭、1年学年主任、2年学年主任、3年学年主任、生活指導部長、生徒指導主事、SC（スクールカウンセラー）

※なお、必要に応じて緊急的な「組織」、拡大的な「組織」といった形で、構成員を限定したり増やしたりすることもある。

### ② 委員会の主な内容

- ・ ケース会議(各ケースにおける指導方針の検討)
- ・ 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

## 2. いじめの早期発見について

### 1) 早期発見の基本姿勢について

- ① 生徒の些細な変化に気づくために、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。
- ② どんな些細な情報でも丁寧に対応し、学年や学校全体の教職員同士で共有する。
- ③ アンケート調査などに依存する前に、教職員が平素より生徒への対応方法や関わり方を見直し、よりよい関係づくりをすすめる。

### 2) いじめの早期発見の取組

- いじめ調査アンケート
    - ・ 各学期に記名式アンケート(紙媒体と電子媒体)を行う。
  - 教育相談
    - ・ 事前に実施したいじめ調査アンケートを踏まえて、教育相談を行う。
    - ・ 1学期、2学期にそれぞれ1回ずつ行う。
    - ・ 教育相談で気づいた情報を集約し、学年で共有する。必要に応じて、全職員で共有する。
    - ・ いじめ調査アンケートの内容によっては、教育相談を待たずして、緊急に行うこともある。
    - ・ 教育相談の場のみに関わらず、登校指導、昼食指導、授業、休み時間、放課後、部活動などにおいても、生徒のささいな変化に気づき、適宜声かけを心掛ける。
- ※ 欠席状況の把握と欠席がちな生徒との面談・家庭連携等
- ※ SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)との連携

### 3. いじめが起きた時の対応

#### ◎把握したら、まず即座に…

- 被害生徒から事実確認をする。(担任・学年)
- 加害生徒から事実確認をする。(担任・学年)
- 被害生徒に関する、ある程度公平な見方のできるクラス生徒に事実確認をする。(担任・学年)
- 被害生徒と加害生徒、その他の情報や事実確認した内容をすり合わせる。(担任・学年)
  - ※いじめの事実を認めない場合は、再度情報収集。(無記名でアンケート調査など)

#### ◎その後の対応…

##### ⇒ 管理職、(生徒指導主事)に報告

- 今後の指導方針について確認する。(担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事・管理職)
  - ※必要に応じて、いじめ対策委員会を設ける。
- 被害生徒・加害生徒の保護者に聴き取りした内容を伝え、今後の学校としての対応を伝える。  
(担任・学年)
- 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者に来校を求める。(担任・学年)
  - ※両保護者が鉢合わせにならないように配慮する。
- 事実確認した内容について説明をする。(担任・学年)
- 今後のことについて確認する。加害生徒に関して、状況、反省態度、被害程度等を考慮して、1日～数日の別室指導をする旨を保護者と本人に伝える。(担任・学年)
- 必要に応じて、関係諸機関(警察・子ども相談センター・サポートセンター)との連携を行う  
(生徒指導主事)
- 別室指導(学年・生活指導部長・生徒指導主事)

#### ◎被害生徒(と保護者)のケア

- 加害生徒の様子・反省の度合いを見て、戻す日程を考える。  
(担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事)
- 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者にこれまでの指導経過を説明する。(担任・学年)
- 被害生徒宅への謝罪。教師も必ず付き添う。(担任・学年・生徒指導主事)
  - ※学校で行うこともある。
- 今後二度とない事を約束させ、後日より入室させることを伝える。  
(担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事)
- 全教職員への報告、いじめ対策委員会にて検証
- 定期的な被害生徒の見守り